

第174回国会閣第54号に対する修正案

第177回国会衆議院厚生労働委員会可決

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案

予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち予防接種法附則に一条を加える改正規定のうち附則第六条第一項中「平成二十二年法律第▼▼▼号」を「平成二十三年法律第▼▼▼号」に改める。

附則第三条中「平成二十二年法律第▼▼▼号」を「平成二十三年法律第▼▼▼号」に、「平成二十二年改正法」を「平成二十三年改正法」に改める。